

菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱

制定 令和元年 6 月 28 日告示第 161 号の 2

改正 令和 2 年 3 月 31 日告示第 51 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 81 号

令和 3 年 5 月 25 日告示第 147 号

令和 3 年 12 月 28 日告示第 232 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 70 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 67 号

令和 5 年 8 月 30 日告示第 191 号

令和 5 年 3 月 29 日告示第 66 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、菊川市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、菊川市移住就業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成 31 年 3 月 26 日付けく管政第 94 号くらし・環境部長通知。以下「県要領」という。）、菊川市補助金等交付規則（平成 17 年菊川市規則第 29 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 菊川市へ住民票を異動し、生活の本拠を菊川市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 補助金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であつて、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金 県要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、申請時において、第 1 号の要件に該当するもののうち、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件を満たすものとし、かつ、世帯として対象となる者にあつては、第 6 号の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京特別区内に在住又は東京圏

のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間の修業年限（高等専門学校への通学の場合にあたっては、2年とする。）を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 補助金の申請時において、移住後1年以内であること。

(ウ) 菊川市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(エ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、静岡県が移住支援金の対象として静岡県移住・就業支援金求人サイト又は他の都道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 補助金の申請時において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者（以下「専門人材」という。）は、次に掲げ

る事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

(イ) 補助金の申請時において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠として、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 転入時に満40歳未満かつ県内事業所に就職した者であって、菊川市に移住する直前の5年間のうち通算2回以上菊川市へふるさと納税をしていたこと。ただし、1年で複数回ふるさと納税をした場合は1回とみなす。

イ 転入時に満40歳未満かつ県内事業所に就職した者であって、菊川市に移住する直前の5年間のうちに菊川市市民協働センターに登録されている市民活動団体（NPO法人等）で市長が認める活動に参加をした経験を有すること。

ウ 市内で起業又は事業承継した者であって、菊川市に移住する直前の1年間に当該起業又は事業承継に関して菊川市産業支援センターに相談をしていること。ただし、事業承継をした場合に当たっては、申請者にとって3親等以内の親族からの承継でないこと。

(5) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、単身での移住の場合は60万円、2人以上の世帯での移住の場合は100万円とする。なお、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員（申請者の配偶者を除く。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加えた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、菊川市移住就業支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、補助金の申請は、同一世帯で1回限りとする。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 菊川市の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等
- (5) 別表1に掲げる証明書類等
- (6) 菊川市移住就業支援事業費補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定及び確定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に菊川市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び菊川市から求められた場合は、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付を決定及び確定したときは、菊川市移住就業支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の菊川市移住就業支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号の要件に該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還 次に掲げる場合
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満に菊川市から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に菊川市から転出した場合
(補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、菊川市移住就業事業費補助金返還請求書（様式第6号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第51号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の菊川市移住就業事業費補助金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第81号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の菊川市移住就業事業費補助金交付要綱第3条第1号ア(ウ)、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者（第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者）について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月25日告示第147号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月28日告示第232号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第70号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱第3条及び第4条の規定は、施行の日以後に移住した者について適用し、施行の日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日告示第67号)
(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱第4条の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、施行の日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年8月30日告示第191号)
(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について令和5年12月1日から適用し、施行の日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第66号)
(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、施行の日前に移住した者については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

区分	証明書类等
移住就業支援事業費補助金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（菊川市移住就業支援事業費補助金の申請用）（様式第3号）
移住就業支援事業費補助金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（菊川市移住就業支援事業費補助金の申請用）（様式第3号の2）
移住就業支援事業費補助金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（菊川市移住就業支援事業費補助金の申請用）（様式第3号）及びふるさと納税をしたことが確認できる書

	類、活動状況申告書（様式第3号の3） 又は履歴事項全部証明書の写し若しくは 個人事業の開業・廃業届出書の写し
移住就業支援事業費補助金（起業の場合） の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別 区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就 業証明書その他の移住元での在勤地、在 勤期間及び雇用保険の被保険者であつ たことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別 区に通勤していた法人経営者又は個人 事業主	開業届出済証明書その他の移住元での 在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地 域に在住しつつ、東京特別区内の大学等 へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職 した者（通学期間を本事業の移住元とし ての対象期間とする場合のみ）	在学期間や卒業校を確認できる書類及 び移住者での在勤地、在勤期間及び雇用 保険の被保険者であったことを確認で きる書類

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市移住就業支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	

メールアドレス	
---------	--

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）			人		
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数			人		
補助金の種類		就業		起業（専門人材）		テレワーク		関係人口		起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、 菊川市に居住する意思について		意思がある		意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、 就業・起業する意思について		意思がある		意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		3親等以内の親族に該当しない		3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 菊川市への移住の意思について		自己の意思である		所属からの命令である

4 移住元の住所

（注）移住元に関する要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期間	住所
	〒
	〒
	〒

5 （東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京特別区への在勤履歴

（注）5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載) 東京特別区への通学履歴

期間	通学先	通学先の住所

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはな い / その他 ()

管理コード (菊川市使用欄)	
----------------	--

様式第2号 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

菊川市移住就業支援事業費補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

菊川市移住就業支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 私は暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していません。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び菊川市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に菊川市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に菊川市以外の市区町村に転出した場合：
半額

2 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、菊川市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び菊川市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住就業支援事業に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 菊川市が、当該個人情報について、関係人口に関する要件の確認のため、関係課や関係団体等に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所
申請者
氏名

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
就業証明書（菊川市移住就業支援事業費補助金の申請用）

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

所在地
事業所名
代表者名 氏 名
電話番号 ()
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

備考 移住就業支援事業費補助金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び菊川市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（菊川市移住就業支援事業費補助金の申請用）

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

所 在 地
事業所名
代表者名 氏 名
電話番号 ()

担 当 者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務先所在地（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住就業支援事業費補助金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び菊川市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の3（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
活動状況申告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

氏 名
住 所
電話番号 （ ）

次のとおり相違ないことを申告します。

団体（企業）名	
団体（企業）代表者名	
団体（企業）連絡先	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動内容	

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市移住就業支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、以下のとおり補助金の交付を決定及び確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に菊川市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び菊川市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 菊川市移住就業支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に菊川市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に第3条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に菊川市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの提供を受けられない場合があります。
 - (3) 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（菊川市使用欄）	
---------------	--

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により、交付の確定を受けた菊川市移住就業支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号
所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
電話番号 ()

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他 ()
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第6号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市移住就業支援事業費補助金返還請求書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市移住就業支援事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号に

より取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

(1) 交付済額 円

(2) 返還請求額 円

2 返還納付すべき期限 年 月 日